

意見書案第6号

子どもの権利擁護の立場から離婚後の共同親権を拙速に導入しないよう求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和6年3月25日

大津市議会議長

竹内基二様

提出者 杉浦智子

林まり

小島義雄

## 子どもの権利擁護の立場から離婚後の共同親権を拙速に導入しないよう求める 意見書

政府は、離婚後も父母双方に子どもの親権を認める共同親権を導入する法改定案を、3月に閣議決定し、今国会に提出した。

現在日本では、婚姻中は父母ともに親権を持ち、離婚後は父母のどちらかが親権者となる単独親権制度がとられている。

改定案では父母が協議離婚するときは双方又は一方を親権者と定めるとし、協議で共同親権を選択可能とした。社会情勢の変化から、父母が共同で子育てをする機会が増加し、子と親の結びつきが強まっており、双方が子の養育に責任を持つ仕組みの入り口になると評価する声がある一方で、現状の法制度下で共同親権を導入することは子どもたちの福祉を損なう危険性が非常に高いと危惧する声は大きい。

法制審議会家族法制部会では子どもの権利が一切議論されず、改定案には子どもの意見表明権が最後まで入らなかった。協議が困難な場合は、家庭裁判所に子の利益を考えて判断させるとしているが、裁判官がDVの認識といった解釈をできる保証はない。

DV被害者を支援する団体は、「現在のDV防止法などの政策では、確実にDVや虐待を判別する方法や機関が乏しく、被害の立証が困難だ」と指摘する。DVは身体的、精神的、経済的、性的と多様であり、密室で起きるため、現在でも離婚にあたり家庭裁判所での立証が困難で、被害者と子どもが命の危険にさらされている。父母が対立状態にあっても家庭裁判所の判断で共同親権を適用とした改定案は、現実とあまりにもかけ離れており、さらに紛争を激しくさせ、長期化させるおそれがある。

よって国及び政府においては、子どもの権利擁護の立場から離婚後の共同親権を拙速に導入しないよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

大津市議会議長 竹内 基 二

内閣総理大臣

法務大臣  
内閣府特命担当大臣（こども政策）  
衆議院議長  
参議院議長       あて